

# 令和6年度高校生向け EXPO 教育プログラム活用事業業務委託仕様書（案）

## 1 案件名称

令和6年度高校生向け EXPO 教育プログラム活用事業業務委託

## 2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

## 3 履行場所

本市指定場所

## 4 事業目的

大阪府・大阪市では、大阪・関西万博の成功に向けた機運醸成の一環として、未来社会の主人公となる高校生が、大阪・関西万博（以下「万博」という。）のテーマ、コンセプトを深く理解し、万博の会期前、会期中、会期後を通じて新たなアイデアを創造・発信する担い手になることを目指して、令和4年度に「高校生向け EXPO 教育プログラム」（以下「教育プログラム」という。）教材を作成した。

令和5年度は、令和4年度に作成した教育プログラムを高校の授業等で活用するとともに、「高校生 EXPO サミット 2024」を開催し、自分たちの考える「いのち輝く未来社会」に向けたアイデア発表を通じて、万博の理解促進につなげた。

令和6年度については、教育プログラムを広く周知し、教材活用校のさらなる拡大を図るとともに、「いのち輝く未来社会」に向けたアイデアを実際に社会と関わりながら共創することを目的として、ワークショップ及び交流会を実施し、令和7年度に、その検討内容を万博会場で発表する「高校生 EXPO サミット 2025（仮称）」（以下「サミット」という。）につなげることをめざす。検討・共創の過程で万博参加国等との交流を持つことで、「いのち輝く未来社会」とは何かの気づきを与え、万博理解促進と万博への主体的な参加を促す。

（※教育プログラム及び「高校生 EXPO サミット 2024」の詳細は下記を参照。）

[https://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku\\_suishin/kyopuro/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/bampaku_suishin/kyopuro/index.html)

## 5 スケジュール（案）

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	未来計画の募集						
	アイデア選定						
		企業マッチング					
			ワークショップ・交流会の企画・運営				
			サミットに係る企画案の検討及び作成				

7月  
高校生 EXPO サミット  
2025  
(仮称)

※契約期間を通して教育プログラムの活用促進、PR を実施

※ワークショップ、交流会等の実施時期については別途高校側と調整のうえ実施する。

- ・ 8月下旬～10月上旬 「未来計画」(アイデア)の募集  
※府内の高校等への募集は発注者にて8月下旬頃に開始
- ・ 9月下旬～10月中旬 アイデアの選定
- ・ 10月上旬～11月中旬 アイデアと企業のマッチング
- ・ 11月中旬～翌3月 ワークショップ及びチーム交流会(意見交換会)の実施
- ・ 11月頃～翌1月下旬 サミットに係る企画案の検討及び作成

## 5 業務内容

### (1) 教育プログラム教材の活用促進

教育プログラムをより多くの学校で活用してもらうため、大阪府内の高校等へ積極的な広報を実施するとともに、全国の高校等への広報も併せて実施すること。

具体的には、広報チラシを作成(25,000部程度)し、府内、全国の高校等へ配付するとともに、発注者が運営・管理するウェブサイト(<https://www.expo-osaka2025.com/summit/>)を活用した効果的なPRができる構成提案や編集・掲載を行うこと。本事業の契約額には、当該情報発信に係るサイト編集費を含めるものとし、ホームページ運営費は含まない。

その他の手法を用いて、教育プログラムの活用を通じた万博の理解促進について効果的なPR手法を提案し実施すること。

### (2) サミットに向けた取組みの企画

「未来社会の実験場」をコンセプトとする大阪・関西万博を高校生が体感できるよう、教育プログラムの学習を活かして、アイデアの実現に向けた具体的な検証プロセスを体験し、高校生自らが探求したアイデアを発表する場としてのサミットに向けた各種取組みを行う。

これらを通じて、高校生自身がアイデアを実現する難しさ、楽しさを学び、社会と関わりながらアイデアを具現化する「共創」の主体となることをめざす。

上記の事業目的を踏まえ、サミットに向けた取組みを受注者が企画することとし、企画内容に基づき、下記①～⑤の業務を実施すること。

#### サミットに向けた取組み ※詳細は後述

- ① 未来計画の募集【令和6年8月下旬～10月上旬を想定】
- ② アイデア選定【令和6年9月下旬～10月中旬を想定】
- ③ アイデアと企業のマッチング【令和6年10月上旬～11月中旬を想定】
- ④ ワークショップ、交流会の企画・運営【令和6年11月中旬～令和7年3月を想定】
- ⑤ サミットに係る企画案の検討及び作成  
【令和6年11月頃～令和7年1月下旬を想定】

また、④の業務を実施するにあたり、次のとおりチーム体制を構築すること。

#### チーム体制の構築

- (ア) ワークショップに従事する A 企業の担当者、B ファシリテーター、C グラフィックレコーダーを選定する。
- (イ) A～C の各業務の従事者数については、企画するワークショップの内容に応じて、最も効果的、効率的なチーム体制が構築できるものとする。
- (ウ) A～C が従事する業務は、ワークショップ（2 回程度）、交流会、必要に応じて実施する交流会後のワークショップとする。
- (エ) 受注者は、A～C の全ての従事者に対し、本事業の趣旨や進め方を共有する事前説明を開催するなど、業務が円滑に進むよう適宜フォローするとともに、アイデアごとに最適なチーム体制を構築する。
- (オ) これらの業務にかかる A～C の従事者への謝礼金について、契約額に含むものとする。なお、謝礼金の額については、大阪市「講師に係る謝礼金の取扱基準について」の基準を参考にすること。

なお、A～C の従事者に期待する役割は以下のとおりとする。

#### A: 企業の担当者

高校生が提案するアイデアを具現化するために、収益性等の観点も踏まえて分析する役割を担う。「プラスチックごみ」、「健康」、「食」、「文化」、「メタバース」、「多様性」の 6 つのトピックに関連する企業の開発担当者等を想定する。

#### B: ファシリテーター

アイデアの実現に向けた検証を行う際、議論がポジティブに進むように流れを誘導する役割を担う。

#### C: グラフィックレコーダー

ワークショップ及び交流会において、提案チームごとに配置し、議論の過程をグラフィックデコーディングにより可視化することで、議論の経緯及び論点を明確化する役割を担う。なお、成果物はサミットにおける発表資料に使用することを想定している。

### **①未来計画シートの募集【令和 6 年 8 月下旬～10 月上旬を想定】**

#### (業務の概要)

未来計画シートとは、サミットで未来社会のアイデアを発表することを前提として、後述のワークショップ等に参加するための申込みを兼ねたエントリーシートのことをいう。高校生が企業等とともにワークショップで万博のテーマである「いのち輝く未来社会」を具現化

していくにあたり、高校生が考える「未来計画」（どのような未来社会にしたいか、なりたいか）を募集する。

（業務の詳細）

- ・高校生が描く「未来社会」を記載してもらう未来計画シートについては、契約締結前に発注者より大阪府内高校等に周知し募集開始しているため、契約締結後、募集状況を管理し、とりまとめること。必要に応じて、応募のあった高校等と連絡調整を行うこと。
- ・大阪府外の高校等や個別に周知する必要がある場合、高校等へサミット及び未来計画シートの周知、募集を支援すること。

## **②アイデアの選定【令和6年9月下旬～10月中旬を想定】**

（業務の概要）

応募のあった未来計画シートのアイデアについて、内容の独創性や発展性など事前に設定した審査基準をもとに10程度のアイデアを選定する。

（業務の詳細）

- ・アイデアの選定にあたっての審査基準について、受注者の提案に基づき、契約締結後、事前に発注者と協議の上決定する。
- ・高校生から提出されたアイデアの内容を確認したうえで審査基準に基づく10程度のアイデアを選定する。なお、万博のサブテーマ（「いのちを救う」、「いのちに力を与える」、「いのちをつなぐ」）やトピック（「プラスチックごみ」、「健康」、「食」、「文化」、「メタバース」、「多様性」）が偏らないよう留意しつつ、発注者と協議したうえで、サミットでの発表を踏まえたアイデアを選定すること。また、選定結果について、高校等へ通知すること。

## **③選定アイデアと企業のマッチング【令和6年10月上旬～11月中旬を想定】**

（業務の概要）

選定された未来計画シートのアイデアについて、伴走する企業を選定、マッチングを行い、マッチングした企業とともにワークショップに向けた事前の分析を行う。

（業務の詳細）

- ・選定アイデアと企業をマッチングするにあたっては、選定されたアイデアの未来計画シートの情報を十分に分析し、アイデアを具現化する気づきを与える等リードできる企業を選定し、発注者と協議の上、決定する。
- ・受注者は、ワークショップを実施する事前準備として、アイデアの具現化に向けて検討すべき事項を整理するとともに、情報分析のためのフォーマット及び手順書を作成すること。

## **④ワークショップ及び交流会の企画・運営【令和6年11月中旬～令和7年3月を想定】**

（業務の概要）

ワークショップと交流会の概要は次のとおりとする。

これらを経て、サミットでの発表内容の概要をまとめる程度（高校生のアイデアを具現化するまでの流れがチームの資料としてまとまっている状態）までを目標とする。

#### ワークショップ

未来計画シートを提出した高校生と、企業の担当者、ファシリテーター、グラフィックレコーダーで1つのチームを構成し、チーム単位でアイデア実現にあたっての課題を把握するための気づきを与えるワークショップを実施する。（2回程度を想定）

#### 交流会

チーム単位でのワークショップでの議論を経て、サミットに向けた発表内容の概要をまとめたうえで、全チームが基本的には対面で進捗状況報告、アイデアに対する意見交換等ができる機会として実施する。（1回を想定）

（業務の詳細）

#### ワークショップ

- ・企業担当者は、選定したアイデアについて、未来計画シートの内容を分析し、検討すべき事項を整理し具体化する。受注者は、これらの業務が円滑に進むように十分なサポートを行うこと。
- ・企業担当者及びファシリテーター、グラフィックレコーダーは、選定したアイデアについて、高校生とともに、サミットに向けて、アイデアの具現化にあたっての課題を把握するための気づきを与えるワークショップを各2回程度開催する（高校生側の事情に応じて、オンラインやメール等でのコミュニケーションも可とする）。
- ・参加する企業の担当者が中心となってワークショップの結果を高校生にフィードバックし、サミットに向けた高校生の資料作成をフォローする。
- ・ワークショップの進め方については、発注者と協議の上決定する。

#### 交流会

- ・ワークショップを実施したのち、各チームが参加する交流会を設けること。具体的には、各チームが2回程度のワークショップが終了する2月から3月の時期に、各チームが対面で進捗状況の報告、各チームのアイデアに対する意見交換等ができる機会として交流会を企画、運営すること。
- ・交流会を通じてサミットへの参加意欲が高まるような内容とすること。
- ・選定されたアイデアについて、提案チームがより多様な視点で検討を行い、活発な議論を行えるようにすること。
- ・交流会には万博参加国の高校生等も参加できるものとする等、国際交流の観点も含めて、交流会での議論に活かせる工夫を講じること。

- ・交流会の会場は、提案チーム及び万博参加国の高校生等がそれぞれアイデアの議論を行えるように、最適な会場設営、人員配置を行い、本事業の目的を達成するために最も効果的な会場形式として、参加者の構成、会場の配置などを提案すること。
- ・各提案チームのファシリテーターが議論を適切に誘導するとともに、全体を進行する司会者を配置すること。
- ・手話通訳士及び通訳案内士の配置や各種コミュニケーション用機器等を設置すること。
- ・交流会の具体的な内容については、発注者と協議の上決定する。

## ⑤ サミットに係る企画案の検討及び作成【令和6年11月頃～令和7年1月下旬頃を想定】

(業務の概要)

サミットまで(サミット当日を含む)のスケジュール、イベントの構成、2000人の集客が見込めるコンテンツ内容、高校生ダンスイベントと連携した企画案等、大阪府市の関連部局とも調整し、企画案を作成すること。

なお、サミットの想定は下記のとおり。

### 「高校生 EXPO サミット 2025 (仮称)」想定

実施日時：令和7年7月下旬 12:00～16:00 (予定)

※会場は17時完全撤退

実施場所：[EXPO ホール](#)

来場予定：2,000人程度

実施内容：「いのち輝く未来社会」に向けたアイデアを発表、会場にいる万博参加国の高校生等と意見交換を行う。集客が見込めるコンテンツも予定。

高校生のダンスイベントとも連携して実施する予定。

(想定)

高校生の提案発表：120分(発表10分、意見交換5分、講評5分×6組)

高校生ダンスイベント：100分

集客が見込めるコンテンツ：20分

計：240分(4時間)

※高校生ダンスイベントにかかる著名人のキャスティング、出演ダンスチームの選出等については発注者で調整する。

※なお、現時点の想定であり変更される場合もある。

(業務の詳細)

- ・高校生向け EXPO 教育プログラムの6つのトピックである「プラスチックごみ」、「健康」、「食」、「文化」、「メタバース」、「多様性」についてのアイデアを6つ発表する。(チームは発表時にテーマで編成する想定)

- ・基本的には、高校生によるアイデア発表、万博参加国の高校生等との意見交換、著名人による講評が一連で実施されるものとする。
- ・アイデア発表とダンスを円滑に連携するイベント内容とすること。
- ・企画案作成にあたっては、発注者や大阪府市関連部局と十分な調整を行った上で決定する。

## **6 業務実施体制等**

受注者は、本業務について次のとおり取り組むこと。また、本業務の遂行にあたっては、都度、発注者と協議の上で実施すること。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・委託業務の実施スケジュールを提案すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・業務の運営体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験を有するスタッフを配置すること

## **7 業務計画書及び成果品の提出**

### (1) 業務計画書

受注者は、事業の実施に先立ち、実施体制、事業実施工程、緊急連絡体制等の事業を適正に実施するために必要な事項を記載した事業計画書を作成し、契約締結後速やかに発注者に提出すること。

### (2) 成果品の提出

事業終了後、令和7年3月31日(月)までに、発注者あて、以下の成果品等を提出すること。

ア 業務に関して作成した全ての成果品 DVDに格納したもの2枚

※成果品の著作権及び肖像権は発注者に帰属するものとする。

※DVD等(成果品)の提出にあたっては、ウイルスチェックを行うこと。

イ 実施報告書 A4判2部

## **8 一括再委託等の禁止**

1 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する\*。

- 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたととき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
- なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
- また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第43の2に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## **9 業務実施に関する基本的な条件**

### (1) 契約及び費用等に関する条件

業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

### (2) 提案見積額について

本委託業務にかかる契約金額については、提案見積額を基準に、発注者と協議のうえ、確定するものとする。

### (3) 経理・支払に関する条件

ア 契約金額については、委託契約期間内に業務を完了された後、発注者による検査を経て支払うものとする。

イ 全ての証拠書類は、本業務終了後、5年間保存すること。

### (4) 秘密の保持

ア 受注者は、この契約の履行に関して知りえた秘密は、契約期間中はもとより契約期間後においても第三者に漏らしてはならない。

イ 受注者は、提供された資料を本業務以外の目的には使用しないこと。また、第三者への提供は、閲覧・複写・貸出等方法の如何を問わず行わないこと。

ウ 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持の観点から、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じて扱わなければならない。

### (5) 著作物の譲渡等

ア 受注者は、本事業における作製物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合に



は、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。また、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

イ 発注者は、成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

ウ 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

エ 受注者は、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。

オ 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

カ 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）の作成にあたり必要な著作権等の手続きについて、受注者の責任及び契約額の範囲において実施すること。

#### (6) その他の条件

ア 業務開始後は、定期的に発注者と打ち合わせを行い、業務着手前に発注者の承諾を得るとともに、事業進捗状況を報告すること。また、随時、発注者の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。

イ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。

ウ 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、双方で協議のうえ決定することとする。